

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	29	担当課	循環型社会推進課
法令名	愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	根拠条項	24-1 24-2	不利益処 分の種類	特定事業に対する措置命令	
<p>(措置命令)</p> <p>第24条 知事は、第9条又は第14条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の撤去その他の当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、第20条第3項、第21条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>						